

「犯罪被害」者「等」について

名古屋大学大学院法学研究科
宮木 康博

1. 問題の所在

- ・ 犯罪被害の範囲
⇒ 直接被害に限定するか，二次被害も含めるか
- ・ 犯罪被害者等支援条例の支援対象者の範囲
⇒ 同性パートナーを含めるか否か

2. 犯罪被害の範囲

= 二次被害も含めることでコンセンサスあり（基本法 15 条など）

3. 犯罪被害者等支援条例の支援対象者の範囲

(1) 犯罪被害者等給付金支給法（国の制度）

- = 「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。」（5 条 1 項）
 - ∴ 法律上の婚姻関係にある者と受ける被害（精神的・経済的打撃）に変わりなし
 - ⇒ 性別を問う？

【犯罪被害遺族給付金】名古屋地判令和 2 年 6 月 5 日

「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」の定義

= 「社会通念上，犯罪被害者と親密なつながりを有するものとして犯罪被害者の死亡によって重大な経済的又は精神的な被害を受けることが想定される者」

← 「同性間の共同生活が婚姻と同視できるとの社会通念が形成されていることが必要だが，裁定時に形成されていたとはいえない」

∴ 社会通念の存在が要件

= 法律の文言解釈として，社会通念を踏まえること自体はあり得る判断

← しかし，

- ・ マジョリティーの認識を理由に合理的理由なく人権を制約することは許されないはずであり，社会通念を要件とすることには，問題あり（司法はマイノリティーの権利擁護が責務）。
- ・ あくまでも国の制度の解釈による枠組みであって，愛知県としては，県の取組みとの整合性のほか，各市区町村の方針や動きとも整合性をとることの方が必要（条例において同種の法律と対象を異にすることは問題なし）。

(2) 犯罪被害者支援条例（地方自治体の制度）

⇒「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性間を含めるか否か

<考慮事項>

- ・新たな社会通念の形成への取組み
→各コミュニティにおける取組みの積み重ねの結果では（モデル地域の拡充）？
（例）パートナーシップ制度（豊橋市，豊田市，名古屋市〔2021年度中導入〕）
札幌市，福岡市，大阪市，千葉市，堺市，熊本市，北九州市，横浜市，新潟市，さいたま市，相模原市，浜松市，京都市，岡山市，川崎市など
- ・札幌市および大阪市
＝「犯罪被害者支援条例」の対象に同性パートナーを含める。
- ・愛知県のポリシーとの整合性

【あいち男女共同参画プラン 2020】

- ・「全国的な課題として，非正規雇用の増加，女性の貧困，女性に対する暴力の多様化，性的少数者への理解促進などがあげられます。」
- ・「性的少数者が，その人権が尊重され安心して暮らしていける社会づくりに向けた取組を推進していきます」
- ・「(性的少数者への理解促進) 最近では，LGBT など性的少数者についての社会的認知が進みつつあり，こうした人々への理解がこれまで以上に求められています。男女共同参画や人権の観点から，性的少数者への理解が促進されるよう，取組を行っていきます。」

【人権教育・啓発に関する愛知県行動計画】

- ・「学校等における人権教育は，女性，子ども，高齢者，障害者，同和問題(部落差別)，外国人，感染症患者等，ホームレス，性的少数者などの人権課題について，あらゆる差別や偏見をなくすために，人権尊重の精神を培い，実践的態度を育成することや，発達段階に応じて，人権の問題に関する正しい認識と理解を深め，基本的人権に対する意識と自覚を高めることに重きを置いています。」
- ・ 1 1 性的少数者
(1) 現状と課題
男性は，男性の特徴のある身体を持ち，いわゆる男性らしい行動をし，女性を好きになる。女性は，女性の特徴のある身体を持ち，いわゆる女性らしい行動をし，男性を好きになる。」と考えられがちですが，社会には，身体の性と心の性が一致しない人たちや同性愛，両性愛などの人たちがいます。これら性的少数者の人たちは，自らの性自認や性的指向に対する無理解や差別，社会生活上の制約など様々な問題に苦しみ，自尊感情の低下や自殺未遂リスクが高いなど，社会の中での生きづらさを感じています。国連は，平成 20 年（2008 年）に性自認及び性的指向に基づいた人権侵害をなくすよう求め，全ての人への人権の促進と保護を訴える声明を出しました。我が国では，平成 16 年（2004 年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され，一定の要件を満たせば，性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになりました。県民意識調査でも，性的少数者に関する人権上の問題について，特に問題となっていると思うこととして，性同一性障害，性的指向ともに「理解が足りないた

め、世間から好奇又は偏見の目で見られること」が最も多く挙げられており、性的少数者に関する問題の正しい理解を促進することが求められています。

(2) 施策の方向

性的少数者に対する差別や偏見をなくし、正しい理解と認識を深めるために、必要な施策を実施します。

- ① 性的少数者に対する理解の促進 県民一人一人が性の多様性に関する問題について理解し、知識を深めるため、他の公的機関や民間団体等と連携し、研修会や講演会等を開催するなど、啓発を行います。
- ② 教育活動の推進性的少数者について、教職員及び児童生徒の理解を促進するとともに、当該児童生徒に対し支援を行う際は、当該児童生徒の心情を十分配慮し、個別の事情に応じて必要な支援の充実を図ります。

4. 犯罪被害者等

= 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に同性パートナーを含めるべきか否か？

⇒含めるべき

- ∵ ・異性の内縁関係の者が負う経済的・精神的打撃と同性の場合とで差異はなし
- ・婚姻をめぐる社会通念からではなく、「犯罪被害」を軸に対象を設定すべき
- ・判例はあくまでも国の制度（犯罪被害者等給付金支給法）に関するもの
- ・愛知県のポリシーとの整合性（学校等における教育の困難さの回避）
- ・愛知県下の地域内の取組みなどとの矛盾の回避
- ・愛知県がモデル地域として、他の地方自治体をけん引すべきでは？

→要件

≠社会通念の存在

= パートナーシップ制度で証明された者

- ∵ ・制度趣旨の尊重と基準の明確化、判断のスピード化
- ・制度を導入した愛知県下のコミュニティーの意向の尊重

※ただし、この点をめぐって議論が停滞し、支援自体が滞る事態は回避すべき

5. その他

- ・（警察を経由していないことから生じる）犯罪被害か否かが不明な者への対応（神谷先生など、カウンセリング担当者の見解）
 - ⇒警察を経由していたとしても犯罪被害か否かは推認の域を出ないため、別異に扱う合理的理由はなし（虚偽の場合は、刑罰による制裁があるため、この程度の威嚇力・抑制力で十分ではないか）
- ・実行力のない支援は≡二次被害
 - ⇒実施体制の整備（ベルトコンベア≠ハードル）・予算的支援（団体代表者の見解）